

日本における学校図書館専門職員の諸問題

Some Aspects of School Librarianship in Japan

柿 沼 隆 志

Takashi Kakinuma

Résumé

After World War II, the teachers who initiated the school library movement in Japan realized the want of such school librarians as one's being practiced in the United States in their libraries. They endeavored to enact legislation for the status of school librarianship. When the School Library Bill was going to be laid before the Diet, the government party and the Ministry of Education made objection to it. Then both wings of Socialist Parties, the minorities of the Diet that would present the bill, persuaded the School Library Association of Japan to compromise with their proposal. The SLAJ abandoned the status of school librarianship and accepted that of teacher librarianship instead. So, the amended bill unanimously passed in 1953. However, the School Library Law provided a temporary measure which said that teacher librarians need not be placed for school libraries for the time being. Consequently, until now very few school libraries have had librarians if any, because of this temporary measure.

School libraries had long been supported by the pupils' parents. In a school where a respectable library existed, they employed one or two clerks or a library staff. Because of their small salary and precarious situation, the SLAJ began another movement for reforming the law so as to recruit "gakko shisho"* as a school library staff that would inevitably downgrade the qualification of the profession.

The educational authority of Aichi Prefecture placed full time teacher librarians in several senior high schools in 1957, and that of Kochi Prefecture did the same in 1959. The Tokyo Metropolitan Government appointed nearly thirty full time school librarians** for senior high schools in 1960, and filled the rest of them in a following few years. School librarians of Tokyo encountered some difficulties as mentioned in the following. It was impossible for most of them to take responsibilities for school libraries because they were newcomers in the schools. More

東京都立墨田川高等学校司書教諭

School Librarian, Tokyo Metropolitan Sumidagawa Senior High School.

* 'Gakko shisho' can be literally translated as a school librarian, but is not at all equivalent of the United States.

** The teacher librarians of Tokyo are essentially school librarians.

precisely, they were newcomers to the Japanese educational profession. Teachers also believed that the director of a school library was not necessarily a librarian. They could not pursue the career in teaching profession because they did not experience most of the teacher's duties. They were not always regarded as one of the faculty members because they did not teach pupils in class-rooms.

Some school librarians insisted that they were teachers, and not teacher librarian as Tokyo Metropolitan Government appointed them to be. Since 1968 the Government has not filled the vacancy with a school librarian, and it began to provide a librarian with a certificate of public librarianship for each senior high school in 1971. If the law would be revised on the suggestion of the SLAJ, the status of school librarianship of Tokyo would be abolished.

Almost all teacher librarians, school librarians and "gakko shishos" have not sufficient knowledge of library science, and they cannot satisfy the needs of readers of school libraries where only highly trained librarians can perform their duties as guides to library materials.

In conclusion, the school librarian of Japan should be a teacher of "library study".* In reference work, for example, he should serve as a general reference librarian. Other subject teachers who have taken school library courses should take a role of subject specialists.

はじめに

- I. 司書教諭免許制の挫折
- II. 司書教諭から学校司書へ
- III. 東京都の専任司書教諭制
- IV. 学校社会における専任司書教諭の位置
- V. 学校図書館専門職員の資質
- VI. 学校図書館専門職員としての図書館科教諭

おわりに

はじめに

1960年7月に発足した東京都立高等学校の専任司書教諭制度は学校図書館専門職制のモデルケースであった。それは、全県の規模で専任司書教諭が置かれた初めての例であり、現職の教諭を学校図書館の専任または兼任で司書教諭に補職する従来の形式とは異なり、教科と対等に図書館学を専門科目とする採用試験に合格した司書教諭有資格者から任命した点で画期的なものであった。

これは学校図書館専門職として有名無実化していた司書教諭制の復活であり、学校図書館界の長年の要望¹⁾が、日本の一地方であったにせよ、実現したものである。しかも東京の動向が他道府県に大きな影響を及ぼすだけ

に、いっそう、その動向は注目を集めた。結果は果してどうであったか。行政当局はこの《先導的試行》を失敗と評価し、早くも1968年度にはこの形式の採用試験を中止し、1971年4月には専任司書教諭制に代るものとして、学校図書館に《司書職制》²⁾を導入した。制度変更の際に、専任司書教諭の補職の解除あるいは兼任への切替のような身分変更は行なわれなかったもので、専任司書教諭及び司書が学校図書館専門職員として並立する学校が現在は多数を占めている。³⁾しかし、このままでは専任司書教諭制度はなし崩し的に消滅して行くことになる。

1972年6月、司書教諭及び学校司書⁴⁾を学校図書館専門職とする学校図書館法改正案⁵⁾が衆議院を通過した。

* A subject "library study" should be newly established.

これは参議院では審議未了のため廃案になったものの、再度国会に提出された暁には成立が予想されている。こうして、敗戦後の学校図書館運動の初期には理想とされていた専任司書教諭制度が潰れ去ろうとしている。司書教諭を教科と兼務の、実質的な図書館長とし、自然発生的で、多様なレベルの《学校司書》を学校図書館専門職に位置づけることが真に学校図書館のためになるのかどうか疑問が残る。いずれにしても、日本の学校図書館が、専門職制度についても、重大な転換点にあることは間違いない。

この論考では東京都の専任司書教諭制を中心に、日本の学校図書館専門職員の現状と問題点を、歴史的背景、資質、身分、学校教育に占める位置などから、明らかにしようと思う。そうして、諸矛盾の克服の道と学校図書館専門職員に要求されるものを明白にしたい。

筆者はかつて学校図書館の専門職について論じたことがある。⁶⁾ 論をすすめるに当って、それらと一部重複する箇所があるのをお許しいただきたい。

I. 司書教諭免許制の挫折

A. 司書教諭の理念の誕生

敗戦後の学校図書館の制度化はアメリカ合衆国占領軍の強力なイニシアチブで行なわれ、文部省著作の「学校図書館の手引」⁷⁾ がそのための指導書として編纂された。当時、アメリカ合衆国の school librarian を学校図書館専門職員の理想とする主張があった。⁸⁾ その school librarian は図書館の専門家で、教師と同程度の教養があり、教師に劣らぬ地位と待遇が与えられ、図書館運営の責任者でかつ図書館専任であるとされた。一方、文部省は学校図書館の職員を司書及び事務職員とし、司書は「教師の中から選ばれ、学校図書館の経営の全責任」を負い、そのためには「相当の専門的知識を必要とする」⁹⁾ としている。注目すべきことは、学校図書館専門職の将来像としては高等学校では専任の司書と事務職員、小・中学校では司書の配置を目指し、後者においては司書を図書館経営について講義を受けた教師の兼務としたことである。これには昭和初期において既に相当規模の学校図書館を持っていた旧制中学校¹⁰⁾の後身である高等学校の関係者と、小学校及びその系である新制中学校関係者の、学校図書館職員観の相違が表われている。しかしアメリカ合衆国占領軍の影響下にあった文部省は school librarian を強力におしすすめることをせず、両者の対立をそのままに残して、今日に至っている。1972年の学

校図書館法改正案はその証しである。

1949年7月、学校図書館協議会¹¹⁾は学校図書館基準¹²⁾の中で、専任司書教諭及び事務職員の設置と大規模校における司書教諭の複数制を文部大臣に答申した。この基準に付された建議では、司書教諭については、その職制の確立、免許制度の設置、教員養成大学への図書館学講座の設置を要望していた。¹³⁾ この建議のうち実現したのはわずかに司書教諭制度の設置だけであり、それも後述のように実のないものであった。

阪本一郎氏は司書教諭を、教諭を基礎資格とし図書館学を専門とする新しい教育職の専門職と規定した。¹⁴⁾ 司書教諭の名称は、教諭とは異なる教育職の専門職である養護教諭への類推から生れた¹⁵⁾が、教育職員免許法の規定する養護教諭の資質は、阪本氏の言う司書教諭のそれとは異質のものである。司書教諭はむしろ図書館法の規定する司書に類似のものと考えられていたと言ってよい。

教諭免許状所持を基礎資格とした司書教諭の図書館に関する専門性は教諭の教科についてのそれに比べて、中学・高等学校の場合には弱くなる。専門職員養成のための図書館学科を大学に持たなかった当時の図書館の状況では、図書館員の専門性に対する認識は大体その程度のものであったのである。

B. 学校図書館法案と司書教諭免許制

1953年、第15国会に司書教諭免許制を規定した学校図書館法案（以下学図法A案と略記）¹⁶⁾ が上程された。これは俗に言う《バカヤロー解散》で審議未了のまま廃案になった。この司書教諭免許制は学校図書館基準に基づいて法制化されようとしたもので、全国学校図書館協議会（以下S L Aと略記）はその成立を目指していた。¹⁷⁾

学図法A案は司書教諭について次のように規定している。(イ) 学校教育法を改正し、学校の職員に司書教諭を加える。(ロ) 教育職員免許法を改正し、司書教諭免許状(1, 2級, 仮免許)を新設する。(リ) 学校図書館に必要な員数の司書教諭その他の職員を配置する。(ニ) 司書教諭免許状取得に必要な条件の基礎資格を(a) 教諭免許状の所持, (b) 学校図書館に関する専門科目の単位数は1級が18単位, 2級12単位, 仮免許6単位とする。

この免許制司書教諭の資質を公立図書館の専門職員である司書に比べると、ほぼ同等である。¹⁸⁾ 更に他の教科の専門性に比べると、既に1つ以上の教科の免許状を中学・高校では持っていることを無視しても、高等学校教諭2級普通免許状の専門科目のうち教科に関する単位が当時は、理科・社会科などの《甲》で30単位、国語・英

語などの《乙》で18単位であったから、ほぼ他の専門教科に匹敵していた。その意味では、当時としては水準の高い学校図書館専門職員を目指していた。

C. 司書教諭免許制の挫折

学図法A案が廃案になって5カ月後に学校図書館法は議員提案¹⁹⁾で成立した。学校図書館専門職が初めて正式に設けられたのである。しかし、それは補職制である点で前節で説明した免許制の司書教諭とは異質のものであった。SLAは司書教諭免許制を譲れぬ一線として最後まで抵抗したが、学校図書館法成立のために、ついにそれを断念した。²⁰⁾既に述べたように文部省は司書教諭免許制には懐疑的で、²¹⁾政府与党も免許制の司書教諭が学校図書館に必要であることを理解していなかったことがその成立を阻む直接の原因であった。

学校図書館法では専門職の資質を決定する重大な要素である履習科目・単位を、教育職員免許法、図書館法と異なり、本則の中に規定することなく終った。同法では“学校図書館の専門的職務を掌る者”として司書教諭を設置し(第5条)、その養成は教諭免許状所持者への司書教諭講習によるものとした。また“司書教諭は教諭をもって充てる”(第5条)とし、それを補職制²²⁾にとどめた。

司書教諭講習は学校図書館に関する専門科目について行なわれるが、その殆んどが司書資格取得に必要な単位で振替可能であり、かつその総単位数7科目8単位の4に相当する図書の整理2単位を除いた6科目6単位を、4年以上の学校図書館係としての経験があれば免除している。このように司書教諭は実質的には専門職の名に値しないものであり、しかもこのような司書教諭すら、本則で設置を義務づけながら付則2項でそれを緩和し、任意設置にした。そのために司書教諭の不在は常態となり²³⁾、日本の殆んどの学校に、正式な学校図書館専門職員がいない状態で今日に至っている。

II. 司書教諭から学校司書へ

A. 進まない司書教諭の配置

学校図書館法制定以来学校図書館界は文部省に司書教諭補職の促進を要望した。²⁴⁾初めは、司書教諭の補職は地方当局の権限であるとしてつっぱねていた文部省²⁵⁾も度々の要請に、やがて、司書教諭発令の促進を求める通達を地方当局に発せざるをえなくなる。²⁶⁾司書教諭の配置はそれでも殆んど進展しなかった。

正式な学校図書館専門職員の不在のために、学校図書

館の規模の大きな高等学校では専任の事務職員をPTA費など父母負担の財源で配置せざるをえない。²⁷⁾やがてこれらの学校図書館員は身分保障と待遇改善を求めて公費採用の運動を始める。²⁸⁾こうして学校図書館員配置の運動は、法の定める司書教諭配置の促進から、すでに配置されていて、その職務の多くの部分を代行する学校図書館事務職員の具体的な処遇問題²⁹⁾に傾斜して行く。

1956年7月学校図書館審議会³⁰⁾は学校図書館については、(イ)司書教諭補職の促進、(ロ)専任司書教諭の設置を図る、(ハ)学校図書館における図書館技術の専門職員³¹⁾及び事務職員の配置につき適切な措置を講じることを答申した。これは学校図書館法で規定する司書教諭以外の学校図書館員の必要性を、文部省の審議会が認めたことを意味した。³²⁾

このように学校図書館事務職員の問題が出始めた頃に、東京都学校図書館協議会は東京都教育委員会に、(イ)司書教諭の補職をし、名実共に司書教諭の地位を確立し、安心して学校図書館の充実・発展の努力を続けられるようにすること、(ロ)司書教諭のためにも、学校図書館担当の専任の指導主事を置くことを要望した。³³⁾このような専任司書教諭補職の要望は先ず愛知県で実現し、1957年に専任司書教諭6名が定員外で発令された。³⁴⁾教員身分の正式な学校図書館専門職員が初めて誕生したのである。

B. 学校司書の誕生

愛知県での専任司書教諭の配置は、札幌市で開かれた第8回全国学校図書館研究大会に同僚の資金カンパで駆けつけた、当時全国で約4千に及ぶと言われた³⁵⁾学校図書館事務職員の一、鹿兒島の一女性の訴え³⁶⁾の前に輝きを失ってしまう。その夏に発表された学校図書館事務職員についての実態調査³⁷⁾は文部当局に一つの決意をさせたとあってよい。³⁸⁾こうして学校図書館事務職員の救済は、専門職としての実質のなさを無視して、学校図書館運動の中心課題に位置づけられた。

SLAは学校図書館運動の理念とこれら学校図書館事務職員専門性への疑問との矛盾を糊塗するために、ついにはこれら学校図書館員を、学校図書館の司書、即ち《学校司書》と呼ぶに至った。³⁹⁾司書教諭不在の中で、専任の唯一の職員である彼女達は、学校図書館専門職員としてSLAに認められ、正式な存在としての位置づけを主張し始める。このことは必然的に学校図書館法改正運動につながり、しかもそれが学校図書館専門職員としての位置づけを目的としたものになるから、司書教諭との職務分担が新しい問題として登場して来る。⁴⁰⁾これ

は一部の都県を除いては、専任司書教諭の不在のために現実の問題にはならなかった。問題はむしろいかにして法律上矛盾なく両者を併置するかであった。

C. 司書助教諭制の否定

学校司書新設のための法改正が実現しなかったことは、学校司書処遇の基準の不在を意味した。そこで各地方当局は学校図書館法以外の様々な法規にその根拠を求めて苦闘する。そうして学校司書の専門性は学校図書館事務職員の資質との妥協によって決められ、逆にこれが問題を複雑にした。

1961年6月8日で閉会した第38国会に日本社会党は学校図書館法改正案を提出した。これは参議院文教委員会で提案理由の説明がなされただけで、審議未了で廃案になった。⁴¹⁾ この改正案は司書教諭の補助者である司書助教諭を新設し、学校司書をそれに充てようとするものであった。これは図書館法の司書・司書補の規定の類推でありSLAの主張⁴²⁾と同質のものであった。ところがSLAは(i)助教諭制は文部省が教員の資質向上策の一つとして廃止する方向にある、(ii)司書教諭、司書助教諭という同じような職名から来るニュアンスも手伝い、司書教諭中心であるべき学校図書館が司書助教諭中心になるおそれがあるという理由から反対を表明した。⁴³⁾

SLAがこのような自家撞着におちいりながら司書助教諭制に反対した理由には、愛知県などの専任司書教諭から出た専任制への疑問、組織の主体である学校図書館係教師の専任制への危惧⁴⁴⁾と、学校司書の専門職としての独立の要求を調和させようとしたことが考えられる。そうしてその方向への出発信号を発したのが、東京都の専任司書教諭制度の動揺であった。

III. 東京都の専任司書教諭制

A. 東京都の専任司書教諭制の成立

東京都の専任司書教諭制は、愛知、高知両県の専任司書教諭制と異なり、全国各地で次第に実現して行った学校司書公費化運動の一つの帰結であった。学校司書を構成員とする東京都学校図書館協議会司書部会は公費化運動を活発に行っていたが、その《学校司書設置》の請願は1959年6月に東京都議会厚生文教委員会で採択された。⁴⁵⁾一方これとは無関係に、教職員の過重労働の緩和と私費負担軽減のために私費雇用職員の正規職員化をその運動方針に盛り込んでいた東京都高等学校教職員組合⁴⁶⁾は同委員会に司書教諭設置の請願を行ない、同年12月にこれも採択された。⁴⁷⁾

東京都は専任司書教諭制を決め、翌年6月学校司書のうち司書教諭講習修了証を有する24名の選考を行ない、次いで10名を公募した。⁴⁸⁾この方法は大学が集中している東京のようなところでのみ可能であり、就職の機会が今日よりも恵まれていなかったことが逆に幸いした。それにもかかわらず、学校司書の1/5を救済した⁴⁹⁾だけで、司書教諭に発令される資格がありながら学校司書制を求めた運動の中心となっていた人々と、⁵⁰⁾資格がないために救済されなかった人々の各々の胸に傷を残した。⁵¹⁾このような犠牲はあったが、学校図書館のためには、現職者の救済を第一に考えて学校図書館員の資質の低下を招くことをせず、あえて教育職の専門家を配置した当時の東京都教育委員会及びそれを主張した東京都高等学校教職員組合の見解も止むをえなかったと思われる。

その後数年で東京都立高等学校(全日制課)への専任司書教諭の配置は完了した。東京都内の私立高等学校の中にもこれに倣って専任司書教諭を配置するところが目立った。こうして東京都は愛知、高知両県を追抜いて、専任司書教諭制の完全実施により、学校図書館専門職制のモデル県になった。

B. 東京都の専任司書教諭制の独自性

東京都の専任司書教諭は教科を受持つ一般の教諭とは別枠で定員1名を設置し、司書教諭採用試験で任用された。教科毎の教員数の決定は各々の学校で行う建前であるから定員上司書教諭は一般の教諭とは別の扱いを受けた。採用試験の内容は教職教養と学校図書館に関する専門科目であった。これは東京都が司書教諭を独立した教育の専門職種として認定したことを意味している。更に他校への転出も司書教諭としてであり、1960年の第1回の司書教諭発令の際に東京都教育委員会が各学校あてに“授業を持たせない”旨の一項を含む通達を出し⁵²⁾他の教諭と司書教諭の間に一線を劃したことにもそれは表われている。第1回に任用された司書教諭が学校司書であったことも(これはその後学校内で司書教諭が一般の教員とは異った処遇を受ける原因の一つになったが)、その後新たに採用された司書教諭の資質とは関係なく、司書教諭は教諭と異った職種であるという認識の形成に役立った。

このように、任用形態から見ると、東京都の専任司書教諭制は、流産した司書教諭免許制の流れをくむものであった。即ち、敗戦後の学校図書館運動の重要課題の一つであった教員待遇の司書設置の理想がようやく実現したのである。

C. 専任司書教諭制の動揺

このようにして実現した《理想》は間もなく揺ぎ出す。実質的には《免許制司書教諭》であった専任司書教諭が、法制的には教諭の補職であるという事実が大きな原因になった。前述のように司書教諭の専門性を実質的には否定している学校図書館法の規定そのものが、東京都の専任司書教諭制の根底を揺がすのである。

東京都の専任司書教諭も学校図書館法の規定に従って学校教育法の規定する教諭に任命され、次いで司書教諭に補職される。この点では学校教育法で教諭とは別の専門職として規定されている養護教諭とは法制的には全く異なる。この法の建前は司書教諭が専任であっても崩すことはできない。この建前と本質との乖離が後述のように不幸にも専任司書教諭制度発足と同時に東京都で始まったのである。

この乖離の原因が法の運用に妙味を持たせる日本的解決法にあったことは明らかである。しかし仮に事態が平穩に推移していれば、現状を迫認する形で法改正が行なわれ、司書教諭免許制が生れたであろう。残念ながらこの日本的解決法は、法の運用目的に反対か、あるいはそれを解さない、あるいは自己に有利に転用させようとする人々の前に矛盾をさらけ出し、その効果を失うことになる。こうして問題は起るべくして起った。

D. 専任司書教諭制の矛盾の指摘

建前と本質の矛盾は制度発足後1年にして当の専任司書教諭の一人品川氏によって公表された。⁵⁵⁾氏は専任司書教諭を法的には学校図書館法に従ってはいるが実質的には新しい職種であると指摘し、それは違法であるから学校図書館法を遵守せよと主張した。

氏が違法性を主張した動機は専任司書教諭への“さまざまな差別”⁵⁴⁾の根源をそこに見出したことにある。これが果して妥当な推論であるかどうかは第4章以下で述べるが、氏の指摘した東京都の専任司書教諭の二面性は、前述のように、建前と本質、即ち盾の両面であって、二者択一の問題ではない。品川氏を含め学校図書館法の補職の規定をそのまま信じて専任司書教諭になった人には、採用試験及び任用形態が一種の免許制司書教諭であることを実証していたにもかかわらず、それに気付かずに任用されたのであろう。一方にはその規定にとらわれず、教育職に位置づけられた学校図書館専門職員という実質に共感して司書教諭になった人々もいた。学校図書館にとっては不幸にも、後者が少数派であり、しかも学校の状況がいずれの立場にある司書教諭をも、おしなべ

て、困難な状況に追込むようなものであった。

IV. 学校社会における専任司書教諭の位置

A. 学校社会の年功序列制

日本社会の特徴の一つに年功序列がある。⁵⁵⁾品川氏の訴えの中に、(イ) 図書館の清掃から一切金財やって一日終わってしまうという嘆きと、(ロ) 職階制の下位にいるという憤りがある。これについては、学校図書館員の専門性を強く主張すれば、あるいは専門性が尊重される社会であるならばそのようなことは起り得ないという意見がある。しかし、残念なことに、専門性あるいは身分などが、ある特定の社会集団の中でしばしば無視されることがある。

旧日本軍の兵隊生活では古参兵が最も威張っており、新兵は彼等の召使で、しかも殴られ役であった。この場合に物を言うのは入隊の古さで、兵隊の位階はしばしば無視される。現代でも、例えば、国会議員には年功序列があるという。初当選者は《一年生議員》と呼ばれ、当選回数が多いものほど《偉い》。⁵⁶⁾

創立年度の古い学校、保守的な校風の学校では年功序列的意識が強いようだ。個人差も大きい。筆者の経験でも同僚の某教諭の“あなたはこの学校に来て何年経ったか”との間に“10年になる”と答えると、“偉いんだね”という感想が返って来た。新任の専任司書教諭が学校の中で下位におかれた原因の一つにこの年功序列があったことは間違いない。

もう一つは専任司書教諭の職種の新しさである。東京都立高等学校ではその後で配置された養護教諭に次いで新しい職であった。即ち、専任司書教諭は教員として新参であった。次に着任した専任司書教諭に年令の若い人が多かったことがあげられる。年長者が若手、特に独身の20代を軽んじるのは一般の風潮である。専任司書教諭が軽んじられたのは当然であった。制度発足後13年経た今日では専任司書教諭は、この点については、学校内で居心地が良くなっている筈である。品川氏は日本社会に残るこのような《ムラ意識》に我慢がならなかったであろう。確かに10年間我慢するのは辛い。

B. 図書館主任との確執

司書教諭は学校図書館の専門職としてその責任者であるべきだという専任司書教諭の主張は文部省も認めている。⁵⁷⁾高等学校では、例えば社会科の教員はその学校の社会科教育の専門家としてそれに責任を負っている。この常識を学校図書館に当てはめれば、上の主張は妥当な

ものと学校の現場でも認められた筈であった。ところが、学校図書館ではこの常識が殆んど通用しなかった。

学校図書館の専門性に教科の専門性と同じ論理を当てはめた司書教諭が、その論理によれば自家撞着におちいている教科の教師達に対して憤り、その憤りの原因である自らの矛盾に当の教師達が気付かなかつたのである。この論理を当てはめて司書教諭を名実共に図書館の責任者にした学校もあった⁵⁸⁾が、それは少数に留まった。

専任司書教諭が着任しても、非専門家の図書部長が専門家を監督するシステムが多数の学校で崩れなかつた原因の一つに、図書館では専門家が実務を担当し、管理は一般職的な者が行うという社会一般の考え方があった。管理者は学校では教諭が該当する。この考え方は1972年の学校図書館法改正案で具体化された。現行法の“学校図書館の専門的職務を掌る”(第5条)という規定のうちで専門職という性格に重点を置くと、専任司書教諭は公共、大学図書館などの司書と同様な専門職であるから、他の教諭が図書館長たる図書部長になっても差支えない。特に東京都の専任司書教諭が学校司書の系であったことがこの論理を強化する。

学校図書館法に基づいて作られた学校図書館司書教諭講習規定(昭和29年8月6日省令第21号)には、学校図書館の管理と運用などがその科目に含まれている。このことから司書教諭が学校図書館の管理者であることは納得された筈である。しかし、この省令を現場の教師が知っているわけもなく、また仮に知ったとしても、これが図書館係としての経験で履習を免除される科目である以上は、現実が優先する。そうして“法律はそうかもしれないが現実はどうだ”とする論理がまかり通ったことは想像にかたくない。⁵⁹⁾

C. 校務分掌との軋轢

前節で述べた《現実》に該当するものは、(イ) 司書教諭制度が学校司書救済を目的に設置されたことに起因する専任司書教諭への偏見と、(ロ) 《校務分掌》と呼ばれる学校内の管理組織とである。ここでは後者について述べる。

学校管理の責任者は校長であり、学校教育法はその職務を“校務”と規定している(第28条)。実際には校務を教員が分担しており、その組織が《校務分掌》である。校務分掌の長は部長、課長、部主任などの名称を持ち、校内では一種の中間管理職的存在となっている。⁶⁰⁾このうち《教務部》、《生徒(又は生活)指導部》と呼ばれる分掌は校務分掌の序列の上位を占める。校務分掌の

長を歴任することは教師にとっては管理職へ昇任するためのキャリアのようになっている。⁶¹⁾そこで校務分掌の長は管理職への一步手前にある教師か《長老的》教師によって占められる。⁶²⁾学校社会の特徴の一つに職階制の弱さがある。⁶³⁾そこで校務分掌の長は、職階制の存在する職場であれば当然職制になっている年代の教師にとってもその代替の意味を持っている。そこで教員組合の弱い学校では人事管理に利用されるポストになる。

専任司書教諭が赴任するまでは《図書部》と呼ばれる校務分掌が学校図書館の管理を担当し、その長が責任者になった。専任司書教諭は学校司書の系であるから部長にはなれない。法的には教員の一員であるので図書部員には加えられる。前述の年功序列の論理が働いて、新任の専任司書教諭は図書部員の中で最下位に位置づけられる。

新任の司書教諭を図書部長にすることは、上昇ルートを失いたくない一般の教師にとっても、人事管理上有効な持駒を手放したくない校長、教頭にとっても好ましくない。この観点から見れば、品川氏は当然の処遇を受けたと言うことができる。⁶⁴⁾この論理が新任の専任司書教諭に通ぜず紛糾の一因となったことは否めない。

D. 教師としての通過儀礼と専任司書教諭

人がどのような職業に就いても一人前の職業人になるには一定の修業を積まなければならない。一見新卒も熟達した教師も同等に処遇されているように見える教員社会も例外ではない。

教師1年生は《教師見習》である。彼には適当な校務分掌とクラブ顧問が割当てられる。教科担任制の中学校・高等学校の場合——特に持時間数の比較的小さい高等学校では——指導に熟練の要する学年・クラスを避けて担当させられる。新任の教師は少くとも最初の1年間は学校の様子を知るためにも言動を慎む傾向がある。思うままに発言し行動すれば“生意気なる某”⁶⁵⁾になる。1年ないし2年の試練に耐えたとクラス担任に任命される。⁶⁶⁾大きな問題も起さずに担任のクラスを卒業させれば、ホーム・ルーム指導の能力を証明したことになる。1年程度間隔を置いて再びクラス担任になりクラス経営の手腕を磨いて行く。学習指導の困難な学年、クラスなどを担当するようになり教科指導の腕を上げる(学年指定制の教科にはこの慣行は当てはまらない)。こうして一人前の教師になる。

長年の慣行として《職員会議》が存在し機能していることからわかるように、教師は学校のスタッフの一員

でもある。これは前節で述べた校務分掌に関係している。新任の教師も職員会議の一員として学校の運営に参画する。しかし現実の職務としては前述のように校務分掌の仕事が割当てられるに過ぎない。彼は数年ずつ様々の校務分掌を経験する。この点は事務職員の場合と似ている。こうして管理職になった場合支障のないように学校内の様々な仕事を体験して行くのである。

校務分掌の長が中間管理職の機能を果していることは前節で述べた。この他に学年主任が加わって学校の事実上のスタッフが構成される。これらの人々には教職経験の豊かな教師が選挙、推薦などの方法で任命される。選ばれるのは10年以上の教職経験、長年のクラス担任の経験、校務分掌の副主任という形の補佐役が存在する場合にはその経験のある人である。校務分掌の序列の上位にあると評価されている分掌の長は他の分掌の長を歴任した者となる。

東京都の専任司書教諭はこの教師としての通過儀礼を一部分経るに過ぎない。学校によって異なるが、専任司書教諭は図書部以外の校務分掌を経験しないことが多く、他に日直、クラブ顧問などを体験しているに過ぎない。クラス担任も例外的である。以上のことから専任司書教諭が他の教諭とは異質であり、教員としては養護教諭にやや近いという認識を抱かれるのも無理からぬことである。

男性の⁶⁷⁾司書教諭の中にこの事実で動揺しこれを教師としての権利の侵害であると組合に働きかけ、あるいは東京都の専任司書教諭制は違法であると当局を責める者が出て来たのも不思議ではない。組合は組合員である専任司書教諭の教師としての権利の回復のために動き出した。一方当局は紛糾の原因としての専任司書教諭制を、法的には疑義があるという文部省の見解を引出して廃止することにより、この問題に結着をつけようとした。

E. 学校社会における序列

学校社会にも職種による序列が存在する。学校には教員、事務職員などがいるが、教員が上に位置すると認識されている。校長、教頭を除いた教員間の序列は校務分掌の長、学年主任、役付のない教員の順であり、普通高等学校では大学の入学試験に出される教科(いわゆる“主要5教科”)の教員が、実業高等学校では専門教科の教員が優位に立つ。

授業をしない教員は一般教員の下に位置づけられる⁶⁸⁾これは教師の本務は授業であると学校内でも世間でも信じられ、法も暗にそれを認めている⁶⁹⁾ことに起因してい

る。愛知県のように授業を担当していた教師が専任司書教諭に任命された場合にもこの事態は変らなかつた。⁷⁰⁾

専任司書教諭の中に法的には他の教諭と同等であることを論拠に、「授業を担当する」ことによって、学校内における自らの位置を高めようとする者が出て来るのもまた自然であった。しかし、図書館科という教科が存在していない今日では、彼が所持する免許状の教科の授業を担当しない限り、彼の主張は実現しない。それは学校図書館専門職員としての専任司書教諭の自己否定であった。学校図書館に専門職員を期待した学校や、専任司書教諭を学校司書の系と意識する傾向の強い学校では、この主張は他の教師達の強い反発を招いた。愛知県の専任司書教諭出身の文部省担当官もまた東京都の専任司書教諭の訴えに同情的ではなかつた。⁷¹⁾

以上述べてきたような学校社会における専任司書教諭への処遇が大きな原因となって、専任司書教諭の中から制度の廃止を主張する性急な議論が生れたと言ってもよい。今日の学校教育において学校図書館に期待されている役割も専門職員の否定に力を貸した。専任司書教諭の主張する兼任司書教諭論⁷²⁾は強い説得力を持った。こうして兼任制への歯止めは外され、学校図書館法改正への道は拓かれた。

V. 学校図書館専門職員の資質

この問題を考えるに当っては、学校図書館が僅か1ないし2名の専任職員で運営されている現状を忘れてはならない。規模が小さくとも独立した図書館であるから、大図書館の場合よりはむしろ司書としては高い専門性が要求されると言うてよい。

A. 専任司書教諭の専門性

専任司書教諭の図書館員としての資質には幅がある。共通点は基礎資格として高等学校2級普通免許状を最低限所持していることである。これは必然的に全員が最低限学士の称号を持っていることを意味する。短期大学卒業(司書補を経て3年の図書館経験と司書講習でなる場合には高等学校卒業)でもなれる公共図書館の司書に比べ基礎資格は高い。勿論教諭とは対等で、学士でなくてもよい養護教諭よりは基礎資格が高い。

図書館学の素養は司書教諭講習では前述のように7科目8単位であるから公共図書館の司書(改正前15単位)に比べ劣る。しかし現実には図書館学についてはまちまちで大学の図書館学科卒業生、図書館職員養成所(現図書館短期大学)卒業生もおり、両者の間に大学又は講

習で司書の資格を得た者がいる。専任司書教諭になる迄の図書館経験も大学、公共その他の図書館にいた場合もありこれも様々である。

このように図書館学履習程度の相違は司書教諭の専門職としての意識に相違を生む。図書館学を主専攻としなかった者は所持免許状の教科に関連する主専攻の学問を棄てる意志がなければ、図書館は兼務であるという意識から抜出せない。社会人になると、大学で専攻したものよりも卒業後の職業あるいは研究などによって専門が決る場合が多い。専任司書教諭が自分の選んだ職業に必要な知識を学んで行けば、大学で図書館学を専攻しなかった場合でも、10年後には、実力のある図書館員になる。残念ながら学校図書館員に要求される専門性と自己の図書館学などの素養とのギャップを自覚し、現行法を改正して司書教諭の図書館学の資質を高めようとする者は少なかった。過渡期にあることを自覚し、後に続く者の資質の向上を願わなければ、専任司書教諭の専門性が高められる筈がない。

B. 学校司書の専門性

学校司書の処遇は全国一律ではない。⁷³⁾ 東京都は司書補有資格者を任用した他府県⁷⁴⁾よりは水準を上げて、司書有資格者を任用した。基礎資格は、短期大学卒業者に限っている。専任司書教諭と比較すると、基礎資格が劣り、図書館学については同等以上になる。

後述の学校図書館員に要求される学識などについては短期大学卒業者は学士の称号を有する者よりは一般的には劣ると言えよう。専任司書教諭には自分の持つ免許状の教科に傾斜する傾向があったが、東京都の学校司書は図書館学の素養が、法律的には司書教諭よりも大きいから、そのような傾向は小さくなる。特に資料の整理面などでは独自性を保てる。

東京都の学校司書は教育職ではない。これは学校図書館が教育の場であることを否定するものである。この考え方に従えば、公共図書館が増設され、資料が充実すれば学校図書館は不要になる。学校図書館は学校教育に不可欠の施設であり、かつそれ自身も教育施設である⁷⁵⁾から東京都は重大な誤謬を犯していることになる。

C. 学校図書館の百科全書的内容

学校図書館資料は、種類も多く内容も幅広い。専任司書教諭も特定分野を専攻した者が多いから、そこでこの内容の広さと深さに対応できるか否かが問題になる。

資料の収集については教科担当の教師で構成される選書委員会(専任司書教諭もその一員である)で行えば、

司書教諭はそれほど深くなくとも幅広い知識を持てば足りる。しかし現実には、教師も自分の教科に係る主題の図書の出版について疎い場合があり、更に、レファレンス・ワーク、読書相談などの際に資料の欠落に気付く、その補充を図る必要もあるからそれではすまされなくなる。

サービス面でも、例えばレファレンス・ワークで教科に係る相談については(教科教諭へ橋渡しをしても)、教科内容を熟知している必要がある。高等学校の教科内容の程度は高い。教諭の1級普通免許状の基礎資格が修士(これは大学助教授の資格に等しい)又は専攻科1年修了となっている⁷⁶⁾ことにもそれは表れている。

司書教諭は現在は定員1名で主題を分担することはできないのであるから、以上の事を考えると、司書教諭が学識・経験・教養豊かで見識が高くなければならないことは明白である。専任司書教諭のうち一体幾人がこの超人的職務を遂行し得てであろうか。もし仮に専任司書教諭が図書館学以外の専門を棄てて(図書館学を主専攻とした人は実際には少い)、学問のあらゆる分野を均等に学ぼうとすれば、それは超人的な努力と優れた知能を必要とし、しかも自分の個性や興味を相当に犠牲とすることになる。良心的であろうとすればするほど苦痛は倍加する。⁷⁷⁾

VI. 学校図書館専門職員としての図書館科教諭

A. 学校図書館専門職員像の類型と適否

学校図書館専門職員の設置の仕方を整理すると、(イ)司書教諭(又は学校図書館主事)及び学校司書(行政職又は教育職)、(ロ)免許制の司書教諭、(ハ)免許制の司書教諭及び司書助手(行政職又は教育職)、(ニ)教諭(図書館)、(ホ)教諭(図書館)及び学校司書又は司書助手(行政職又は教育職)になる。このうち(イ)は1972年6月衆議院を通過した学校図書館法改正案(SLAの案)⁷⁸⁾と1969年7月及び1973年6月に参議院に日本社会党から提出された同改正案⁷⁹⁾(日本教職員組合-以下日教組と略記-の案)で、(ロ)は日本図書館協会教育部会案⁸⁰⁾、(ハ)は学校図書館基準の規定、(ニ)は日本図書館協会学校図書館部会の有志で話合ったものを広松邦子氏がまとめたもの⁸¹⁾である(なお(ホ)については論は煮つめられていない)。

SLA及び日教組の案についてはかつて論じたことがある。⁸²⁾ 両者の特徴は現状の追認と、第4章で述べた専任司書教諭制実施により表面化した諸矛盾の回避を目的としたところにある。特に日教組の案は、事務職員が児

童・生徒の指導に当たるような越権行為が行われないうに、更に学校司書の研修権と産休補助職員の確保を可能にし、教育職への位置づけを望む学校司書の要求に応えるものである。それにもかかわらず、学校司書が唯一の専任の専門職員として学校図書館の職務を担当する点では日教組の案はSLAの案と本質的には同一のものであり、学校図書館専門職員の資質の低下という点から容認することはできない。

免許制の司書教諭は、(i) 学校図書館員の職務が今日の学校教育の中では授業を本務とする教諭とは異なる部分を多く含み、(ii) 学校図書館で担当者は児童・生徒を図書館利用、読書などの面で指導している点で、教諭とは異なる教育職として成立しうる。SLAが頭初免許制の司書教諭の設置を図ったことは当を得ている。それにもかかわらず、この理念の最大の弱点は、日本においては、学校図書館法成立のための犠牲に供され、更に東京都の専任司書教諭制の動揺と中絶という形で矛盾が表面化したことにある。免許制司書教諭論が理論的にいかに優れていようと、現実を克服できなければ制度論としては成立しない。この理論は再構築されなければなるまい。

教諭(図書館)、即ち図書館科教諭は教諭の一員であるから第4章で述べた諸問題は起らない。専任司書教諭が教諭としての性格を強調した結果生じた図書館専門職としての専門性の否定も教科が図書館であるから起り得ない。そこで図書館科教諭について更に詳しく見てみよう。

B. 図書館科教諭

これは教科として図書館科を創設し、図書館科教諭が図書館運営も行うという考え方である。小学校の場合にはクラス担任がそのクラスの教科指導を担当するシステムになっているが、規模の大きい学校では音楽などの専科教諭が置かれたり、上級学年の場合には教科担任制の導入が行われることもあるから、図書館科教諭の専科教諭としての微妙な立場を危惧する必要はない。

図書館科創設については、既設教科から「権益」の侵害として反対の声があがることも予想される。更に、今日教科内容の精選と整理を望む声があり、それが新しい教科を設けることに反対する可能性がある。図書館科の理論は未成熟で、人々を納得させるだけの力を持たない。今日必要なことは既存教科の存在理由の問直しよりは、教科内容の再検討と課外活動を含む教育課程の改革であり、学校教育のあり方そのものの検討である。今日学問細分化の方向が反省され、その統一と総合が重要な課題になっている。このような学際的教科とし

ては既に社会科に含まれている地理科がある。図書館科も学際的教科として存在することができよう。

図書館科教諭は現在「図書館利用指導」の名称でクラス単位又は個別に行われている指導を担当するが、第5章のCで述べた学校図書館の百科全書の内容に対応するためには幅広くかつ深い教養が必要である。図書館科が教育職員免許法別表第一の「甲」に位置づけられれば、高等学校2級普通免許状の場合でも基礎資格としての学士の称号と教科に関する専門科目40単位と教職に関する専門科目14単位を履習させることが可能になり、現行図書館法による司書の資格に必要な専門科目の19単位より大幅に増加し、そのような養成がある程度可能になる。

学校図書館専門職員は前述のように、general reference librarian として幅広くかつ深い教養を必要とする。具体的な養成を現在の大学教育に則して考えると、例えば東京大学教養学部教養学科の教育のようになる。自然科学、社会科学、人文科学などについて、講義、演習その他の方法で学び、それを統合する一つの科学的方法としての図書館学を専攻する。こうすれば他教科の教師とのチャンネルもできる。

ところで、裏田武夫東京大学教授は、学校教師の殆んどが司書教諭でなければならなくなるだろうと、かつて筆者に話されたことがある。これを筆者なりに祖述すれば専門医⁸³⁾に当る subject specialist⁸⁴⁾を図書館学をも履習した教科の教師が担当することになる。もちろん家庭医たる general reference librarian は必然的に図書館科教諭になる。教職に関する専門単位の中に図書館学を含めるようにとの要望は以前から学校図書館界にあった。これは技術的にも論理的にも可能性が高い。

おわりに

学校図書館専門職員の資質の向上が、学校図書館界・行政当局の主要な課題にならず、むしろその専門性に疑問が抱かれるような学校司書と兼任司書教諭の法制化が図られようとしているところに、学校図書館の深刻な状況が示されている。それは今日の日本の学校教育が資質の高い学校図書館専門職員を必要としていないことを示している。文教当局が、学校図書館協議会が1949年に答申した教員養成大学への図書館学講座の設置はおろか、その講座担当の教官養成のための大学院への図書館学課程の設置も、国立大学については殆んど全くしていない⁸⁵⁾ことは、単に文教当局の怠慢に止まらず、それを許してきた学校図書館関係者以外の教師、世間一般の図書館へ

の姿勢に問題がある。

今日、学校図書館関係者には深刻な危機感があるが、それは日本社会の学校図書館への冷淡さを感じとって生れたものであろう。しかし学校図書館が生残る道は社会への無定見なおもねりではなくて、少数ではあっても真に学校図書館を、機能としての図書館を必要とする人々に学校教育の場で応えることと、機能としての図書館を経験させ、図書館利用能力を児童・生徒につけることである。そのためにこそ、能力ある学校図書館専門職員が必要である。この学校図書館の方向は大学入学試験に収斂する今日の日本の教育の方向と真向から対立するものである。この矛盾を克服することなしに、学校図書館専門職員の問題の根本的な解決はありえない。が、それについては別の機会に論じよう。

- 1) II. Aを参照。
- 2) 都高教新聞, no. 418, 1973. 5. 23. この司書職制は東京都立中央図書館, 同日比谷図書館など東京都立の公共図書館に設置された司書職制と共通のものである。しかし, 学校図書館勤務の司書については, 基礎資格を短期大学卒業に下げ, 別枠で採用試験を行った。公共図書館司書の受験資格が4年制大学卒業を含み, しかもそれを中心にしていこうとしているのを考慮に入れると, 事務職員についても学校事務を一段低いものに見る思想が当局にあり, それがここにも反映していると断言してよからう。この司書職制制定に参画した公共図書館関係者の学校図書館軽視も勿論重要な役割を果たしたことは間違いない。
- 3) 第5回司書教諭対策委員会報告。1973年。(筆耕孔版印刷)によると, 新設校以外の学校では13校に専任司書教諭(III. B. 参照)が配置されていないという。これは東京都立高等学校(全日制)の約1割に相当する。
- 4) 《学校司書》という用語はアメリカ合衆国の school librarian と混同されるおそれがある。1972年に衆議院を通過した学校図書館法改正案は参議院で廃案になったので, 《学校司書》は正式な名称ではなく通称にとどまっている。資質, 身分などはまちまちであるが, 学校図書館で本来司書が行うべき職務を担当している司書教諭以外の者と呼ぶのに使われている。ここでは通称に従って使用し, アメリカ合衆国の school librarian を指す場合には school librarian をそのまま用いる。
- 5) “学校図書館法(改正)案,” 図書館雑誌, vol. 66, 1972. 9, p. 456-7.
- 6) 柿沼隆志.“学校図書館専門職の系譜,” 図書館雑誌, vol. 62, 1968. 4, p. 145-8. 及び “学校図書館をめぐる諸問題—改正案批判を中心に,” 現代の図書館, vol. 10, no. 2, 1972. 6, p. 81-6, 94.
- 7) 文部省. 学校図書館の手引. 東京, 師範学校教科書株式会社, 1948.
- 8) 松本賢治. 学校図書館. 東京, 金子書房, 1948. p. 154. (教育学全集 1)
- 9) 文部省, *op. cit.*, p. 17.
- 10) 滑川道夫.“戦前の動きと戦後の出発—回顧日本の学校図書館2,” 学校図書館, no. 211, 1968. 5, p. 51-2. 及び鳥生芳夫.“戦前の学校図書館,” 図書館雑誌, vol. 60, 1966. 7, p. 264-5. 滑川氏によると, 1908年8月の文部省の調査では中学校内に付設された図書館は既に55に達し, 大正期には新教育運動の盛り上がりから《児童図書館》の名称で学校内の一室に設けられるようになったが, 一般の公立小学校では経費難のため, 図書館経営よりもすぐれた児童読物の紹介に重点が置かれたという。鳥生氏は1930年頃比較的活躍した15の中学校図書館名をあげ, 当時の有様を紹介している。これら中学校図書館の大きさは1教室程度であり, 教師と生徒とが運営に当り, 専任の担当者はいなかった。学校図書館担当の教師達が研究会を組織し, 当時の, 日比谷図書館長今沢慈海, 帝国図書館長松本喜一等図書館専門家の教を乞うたこと等は, 専任司書教諭配置以前の, 敗戦後の学校図書館の状況と変らない。このような経験が高等学校への司書配置の強い要望を生み出したと推定できる。
- 11) これは1948年7月文部大臣の諮問機関として設置された。1950年2月に結成され日本の学校図書館運動の中心的な担い手である全国学校図書館協議会及びその構成団体である都道府県の学校図書館協議会とは全く別の組織である。
- 12) 「基準」の名称が使われているが, これは行政当局を何ら拘束するものではなかった。椎野正之.“司書教諭の語義についてのノート—学校図書館法成立の経緯を振り返って,” 図書館雑誌, vol. 67, 1973. 3, p. 92. 参照。
- 13) 全国学校図書館協議会編. 学校図書館基準—解説と運営. 東京, 時事通信社, 1950. p. 285-6. この基準では専任司書教諭は児童・生徒1千人又は蔵書1万冊について1名配置し, 児童・生徒500人以下の学校ではパート・タイムの司書で代行できるとした。
- 14) *Ibid.*, p. 204. School librarian の資質は州毎に異なるが, 1942年当時図書館学又は学校図書館学に関する専門科目の単位他に, 教員免許状所持又は教育学の単位を要求する州が目立つ (Lohrer, Mary A. アメリカにおける司書教諭養成のあゆみ. 渡辺正玄訳. 東京, 日本図書館協会, 1962. p. 147-168 [Teacher librarian training program 1900-1944. unpublished]). 教諭免許状所持という基礎資格の要求は, この例からもわかるように, 容易に生れて来る考え方である。
- 15) *Ibid.*, p. 46. 鳥生氏は, 《司書教諭》という用語は学校図書館基準を作成した学校図書館協議会が初め

- て使ったもので、養護教諭に準じて司書教諭にしたと述べている。
- 16) 学校図書館, no. 29, 1953. 3, p. 30-34. 学校図書館法案(学図法A案)の全文が掲載されている。
- 17) "学校図書館法の制定をめざして," 学校図書館, no. 29, 1953. 3, p. 10. この中では、学校図書館法制定の直接目的を(イ)学校図書館の公費支弁と(ロ)司書教諭制度の確立であると述べている。
- 18) 1953年当時司書となる資格に必要な専門科目の単位数は15単位であり、基礎資格は原則的には大学卒業であったから(司書補経由でなる場合には高等学校卒業)、公共図書館の司書よりも要求される資質はやや高い。
- 19) "座談会—学校図書館法(改正)の方向を批判する," 図書館雑誌, vol. 66, 1972. 9, p. 448. 出席者の椎野氏は、議員提案には予算をとまわらないという申合せがあると指摘している。予算をとまわらないということは、政府はその施策に責任を負いたくない、という意志表示をしていると言ってよい。学校図書館の不遇は、このような誕生の仕方から見て、約束されていたと言ってよからう。
- 20) 松尾弥太郎. "『学校図書館法』が生まれるまで," 学校図書館, no. 34. 1953. 9, p. 24. 及び四方亭. "国会もぐりある記—学図法成る日炎天美しき," 学校図書館, no. 34, 1953. 9, p. 30.
- 21) 全国学校図書館協議会事務局研究部. "『学校図書館法』補説," 学校図書館, no. 34, 1953. 9, p. 18-21. 当時、担当の部局である文部省初中局内部でも意見が割れていたという。ここに示されている意見は、学校図書館への熱意のなさを表わしている。
- 22) 天城勲編. 教育法規解説. 東京, 第一法規, 1971. p. 238. (教育学叢書 別巻). "教諭をもって充てるとは、ある一定の職務が職として位置づけるほどの分量がないが、恒常的に存するといった場合に、他に本務を持つ職員に職務命令として従事させることであり、任用行為ではないが一種の補職的なものといえよう"とある。この司書教諭の矛盾した資質について、藤川正信氏は、教師としての専門的職務と司書教諭の専門的職務の関係はどうなるのか、と疑問をなげかけ、1名ないし限られた数の司書教諭が文部省著作の「学校図書館の手引」にあげられている職務を、すべて大切なものであるが、行うのは苛酷だとし、司書教諭は教員の定員の枠外で設置しなければ意味がない、と主張している(藤川正信. "司書教諭性格論," 学校図書館, no. 106, 1959. 8, p. 8-11).
- 23) 学校図書館速報版, no. 677, 1973. 5. 25. 文部省の学校基本調査によると1971年5月現在で小, 中, 高, 特殊学校を合せて補職されている司書教諭の総数は1,123名で全国約4万校(文部省. 学制百年史資料編. 東京, 帝国地方行政学会, 1932. p. 444-5)にのぼるこれらの学校数に比べると非常に少ない。12年前は873名であるから微増に止まっている。
- 24) 学校図書館速報版. no. 68, 1956. 6. 25. 及び no. 71, 1956. 7. 25. 全国学校図書館研究大会でも同様の趣旨の決議を毎年している(学校図書館速報版, no. 81, 1956. 11. 5. 及び no. 110, 1957. 8. 25. など).
- 25) 学校図書館速報版, no. 68 1956. 6. 25. 学校図書館速報版, no. 101, 1957. 5. 25. 文部省は1957年5月2日付で、この通達を發した。
- 27) これらの学校図書館員は図書館規模の大きな高等学校に配置される場合が多かった。注目すべきことは、専任職員を2名配置していた学校や、一般事務の定員を割いて、司書有資格者を正式の事務職員として(即ち公費で)採用していた学校が少数ながらあったことである。1952年には東京都立高校3校で学校司書が主事、主事補として任用され学校図書館の職務を行った。A校のB氏の場合は、高校教諭の免許状を持っていれば司書教諭として採用された可能性もあった。履歴書の教科を記入する個所には"司書"と記入させている(東京都立青山高等学校司書教諭川添ケン氏から1973年6月6日聴取)。C校の場合にはD氏が学校司書として着任した1955年には私費雇用のD氏の他に同じ私費雇用の学校司書がおり、D氏着任以後もそれ以前(その時は主事の学校図書館担当者)があり、その人が事務の仕事に戻るの、後任としてD氏が採用されたという。公費の事務職員の定員は事務室に回収されたわけである)と同様に、この専任2名で図書館を担当した(東京都立小山台高等学校司書教諭矢口洋子氏から1973年5月24日聴取)。この2例では学校図書館系の教師が司書有資格者の採用のために奔走し、しかも教諭免許状所持者を強く希望しており、このうちD氏はその希望に合致した人であった。熱心な学校図書館担当の教師がどのような資質の学校図書館専門職員を希望したかはこれらの例からも明白であり、それが、後に東京都の専任司書教諭制として結実する。
- 28) 学校図書館速報版, no. 68, 1956. 6. 25. この他、川添ケン. "学校司書の動向," 学校図書館, no. 99, 1959. 1, p. 16-9 など。
- 29) "学校司書の生活と意見," 学校図書館, no. 99, 1959. 1, p. 20-34.
- 30) 1953年に成立した学校図書館法に基づいて、学校図書館の整備、充実、司書教諭養成に関する総合的計画の立案、学校図書館の設置運営に関する専門的、技術的指導及び勧告、学校図書館の整備、充実のために必要な措置をとる(以上同法第7条)、経費の国庫負担について(同法第13条)の各事項について調査、審議し、文部大臣に建議することをその役割とした。審議会委員の任期は2年であったが、任期切れになっても文部省は委員の再任も新任もせずに自然消滅させ、1966年には学校図書館法第2章学校図書館審議会の全文を削除してしまった。文部省の消極的態度については、学校図書館に無理解な大蔵省当局の責任も大きいのではないか。この辺りの事情については、松尾弥太郎. "学校図書館審議会てんまつ," 学校図書館, no. 233, 1970. 3, p. 49-52. を参照。

- 31) 法の規定によると「専門的職務を掌る」のは司書教諭であるので、それとの併立のためには「図書館技術の専門職員」という表現をせざるをえなかったのであろう。なお、SLAの改正案では両者を、司書教諭は「校務を処理」するものとし、学校司書は「専門的事務に従事」する(第7条)ことにして両者併立のつじつまを合せている。
- 32) **学校図書館速報版**, no. 71, 1956. 7. 25. しかし、この答申は、学校図書館法成立運動の指導層が委員の少なからぬ部分を占めていたことと、法制定後2年にして法改正を要するものであったために、次の点で問題があった。第一は、SLAを中心とした学校図書館関係者に、法成立のための譲歩であったにせよ、短期間のうちに法改正を必要とするような法制定運動をした見通しの甘さがあったと見なされること、第二に、行政当局としても、答申を尊重すれば法改正をしななければならないこと、これは文教当局にも法制定に当って見通しの甘さがあったことを認めることになる。この矛盾を解決する方法として文教当局は、審議会を自然消滅させたと推定できる。
- 33) **学校図書館速報版**, no. 96, 1957. 4. 5.
- 34) **学校図書館速報版**, no. 104, 1957. 6. 25. 学校の教員は全体的には司書教諭の補職を求めて動かなかつたが、校長会は毎年教育委員会に要望書を提出していた。その結果、学校図書館規模の大きい学校(蔵書数1万冊以上一注13参照)6校に専任司書教諭6名が先ず配置された。なお愛知県の初期の専任司書教諭の実態などについては、樋田豊。『実践記録 専任司書教諭の歩み』**学校図書館**, no. 106, 1959. 8. p. 20-25. がある。
- 35) **学校図書館速報版**, no. 68, 1956. 6. 25.
- 36) **学校図書館速報版**, no. 110, 1957. 8. 25.
- 37) **学校図書館速報版**, no. 108, 1957. 8. 5.
- 38) *ibid.* 文部省初中局初等課の林部課長補佐は、「当面の司書教諭問題等もあるので直ちに具体化に善処するとはいえない」としながらも、「できるだけ要望を入れるよう研究してみたい」と語っている。なお文部省は司書教諭及び学校司書を「校長、教諭、実習助手、事務長、事務主事など基幹職員—傍点筆者(学校図書館速報版, no. 210, 1960. 6. 5)」に含めていない。これは文部省の当時の学校図書館観を反映している。
- 39) 松尾弥太郎。「学校司書に誇りと自信を、」**学校図書館**, no. 99, 1959. 1. p. 9-10. 当時のSLA事務局長松尾弥太郎氏は「学校司書は、単なる図書館の事務員ではない。レファレンスもやっつければ、担任の先生を助けて、読書指導にも一翼を担う。読書会の世話もやれば、生徒委員を指揮して、宣伝広報にもり出す。職員会議に出席せず、学校教育のキャリアラムも知らないようでは、到底、学校司書の役目は果されぬ。学校司書は、学校図書館の仕事を通じて、りっぱに学校教育に参画するのである。この意気込みや、その実力なしには学校司書の仕事はつとまらない。単なる事務屋でもなければ事務助手でもない。りっぱな専門職なのである」と言い「私たちが、従来の「事務職員」とか、「事務助手」とかの呼称を廃して、「学校司書」の名称を用いているのも、「学校司書」の職務というものを重視するためである。いや、単なる名目だけの問題ではない。学校司書が、名実共に学校図書館の専門職として、その力を発揮してもらわなければ、学校図書館は生きて動かないのである、」と主張している。そうして司書教諭を学校図書館の「館長」と規定し、「館長だけでは図書館」は動かないと述べ、「学校司書」の重要性を強調し、その身分保障を求めるのである。
- 40) 松尾弥太郎。「学校司書法制化運動の展望—学校図書館の前進のために、」**学校図書館**, no. 111, 1960. 1. p. 26-31. 松尾氏はSLAがその運動の中で決して学司書について忘れていたわけではないと数々の例をあげて弁解し、「学校図書館法の中に事務職員(傍点松尾氏一筆者注)の一項をいれなかったことは、かえすがえすも大きなミスだったと考える、」と悔むのである。そうして、SLAの運動方針について、司書教諭と学校司書の共存をねらっており、学校図書館運営の主体は司書教諭であり、学校司書はそのアシスタントで、その身分の公務員化を第一にすすめなければならないとし、学校司書の昇格については、司書教諭、公共図書館の司書、一般公務員の事務系統をあげ、埋もれないような道を拓き、専門職としての職域の確立は運動の第2段階であると述べ、「あれもこれもと盛りこむと、結局、何もできなくなる、」(p. 31)と言っている。
- 41) **学校図書館速報版**, no. 247, 1961. 6. 15. 助教諭への位置づけは後の社会党案では姿を消し、代って教育職に位置づける「学校司書」が登場する。
- 42) SLAの学校図書館職員配置方針案(第3次案)**(学校図書館速報版**, no. 246, 1961. 6. 5.)の学校司書講習の科目及び単位を見ると、学校司書はむしろ教育職の学校図書館員であり、司書教諭の職務を助ける者である点からも、社会党案の司書助教諭と同質のものであると断言せざるをえない。
- 43) **学校図書館速報版**, no. 241, 1961. 4. 15.
- 44) **学校図書館速報版**, no. 114, 1957. 10. 5. 文部省主催の指導主事会議出席のため東京に来た学校図書館担当の指導主事の座談会で、司書教諭有資格者に、専任司書教諭への発令を望まない意向が強いと報告されている。その理由としては、専任になって、学校側の認識不足のために養護教諭のような形で葬られたり、そのような立場になるのでは困るという危惧が有資格の教師即ち、学校図書館に熱心な教師達でありSLAの重要メンバーになる一筆者注)の間にあることをあげている。そうして、持時間数を減して教科も担当する、定時制主事のような形を望ましいとしている。その他、**学校図書館**, no. 117, 1960. 7. p. 55., 「『学校図書館法』施行七年の歩み—司書教諭制度の沿革とその問題点、」**学校図書館**, no.

- 111, 1960. 1, p. 14-5 など.
- 45) 34 都議発, no. 787, 1959. 7. 2.
- 46) 東京都高等学校教職員組合1957年度経過報告ならびに1958年度運動方針(案). 東京, 1958. p. 49-51 (経過報告), p. 8 (運動方針案). 及び, 同, 1959年度経過報告ならびに1960年度運動方針(案). 東京, 1960, p. 70-72 (経過報告), p. 15 (運動方針案),
- 47) 東京都議会会議録, no. 8, 1960. 3. 31.
- 48) 学校図書館速報版, no. 212, 1960. 6. 25. なお予算は33名分であった. 学校図書館速報版, no. 200, 1960. 2. 25.
- 49) 1960年1月現在東京都立高等学校(全日制)116校の学校司書は115名(不在校23校)であった(東京都学校図書館協議会司書部会調べ).
- 50) 当時運動の中心になっていた人々は殆んどが司書教諭資格を持っており, 学校司書設置の陳情に行った東京都教育庁などで, “なぜ, 司書教諭制を陳情しないのか, その方が容易なのに,” と言われたという(矢口洋子氏より1973年5月24日聴取).
- 51) 竹下富子. “司書教諭に望む,” 東京都学校図書館協議会司書部会機関誌, no. 5, 1961. 2. p. 12-3.
- 52) 1960年6月の専任司書教諭採用試験に際し, 実施要項の中に“教諭より司書教諭に転職する場合を除き, 新たに司書教諭として採用された者が今後専任の教科担当の教諭として勤務するには, 改めて教員適性検査を受験しなければならないので念のため申し添えます,” のことわり書きがある. これと, 各学校長へのこの通達(専任司書教諭には通達の有無とその内容は知らされていなかった)を合せ読むと, 東京都は独立した専門職を設けたと言える. なお, この通達の中に, 司書教諭は“授業ができないから教師ではない,” という論拠にしばしば使われ, 紛糾の種になった. その紛糾の過程で, 司書教諭に通達内容が知らされて行った.
- 53) 品川正義. “『専任』司書教諭制度の諸矛盾をうたてる,” 図書館雑誌, vol. 55, 1961. 11, p. 363-4. これは品川氏だけの考え方ではなく, このような意見を持つ専任司書教諭は, 少なからず存在した. 例えば, 佐伯昌雄. 学校図書館速報版, no. 257, 1961. 9. 25., 及び“全国図書館大会議事録. 学校図書館部会,” 図書館雑誌, vol. 56, 1962. 2, p. 133-4 など.
- 54) 品川, *op. cit.*, p. 364.
- 55) 中根千枝. タテ社会の人間関係—単一社会の理論. 東京, 講談社, 1967. p. 73-82.
- 56) 朝日新聞社. 自民党—保守権力の構造. 東京, 朝日新聞社, 1970. p. 21, 34 ほか.
- 57) 文部省. 学校図書館運営の手びき. 東京, 明治図書, 1959. p. 58-9.
- 58) K工業高等学校の司書教諭は図書部長に任命されたが, そこでは, 開校後日が浅いこともあって, 教職員の年齢構成も若年層が多く, 従来の年功序列的な因習にとらわれない雰囲気があったという.
- 59) 川島武宜. 日本人の法意識. 東京, 岩波書店, 1967. p. 45-9. 法の規定をふりかざした一部の専任司書教諭の主張が, 現実と法の妥協をよしとする日本社会の通念と衝突したとすることができる.
- 60) 行政当局には, これら校務分掌の長を正式に中間管理職化しようとする動きがある. これら教師への研修が行なわれていることも事実であり, 愛知県では教育委員会が校務分掌の長を任命しているという(村松喬. 教育の森—第10集 教職の条件. 東京, 毎日新聞社, 1968. p. 185-191). 1971年の中央教育審議会の答申では, これの正式な職制化をうたっており, それに充てる者として大学院において現職教育を受けた教師を予定している(文部省. 教育改革のための基本的施策—今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について. 中央教育審議会答申. 東京, 大蔵省印刷局, 1971. p. 35-41). なお, このための大学院としては筑波大学の大学院などを予定していることは言うまでもない.
- 61) 現在, 東京都の高等学校の場合, 校長へのコースには2つある. 一つは指導主事を経て教頭(これを経ない場合もある), 校長に至る道であり, もう一つは校務分掌の長を経験し, 昇任試験を経て教頭になり, 次いで校長に至る道である. 後者の場合にはこの2つの分掌の長を通過することが必須条件のようである.
- 62) 宗像誠也等編. 教育黒書. 東京, 労働旬報社, 1968. p. 181. なお, 東京都立高等学校教員の比較的多数を占める甲大学出身者の同窓会的組織(関)があり, 乙校でこの組織所属の教師の間で主な校務分掌の長がたらい回しにされた事実もある. そのうちから教頭への栄転者が生れたことは言うまでもない. なお, この関所属でない教師でも, 年令的に《役職》についていないと, その教師の体面が傷つくと思われる場合には, やはりその教師を何等かの《主任》に任命することが行なわれる.
- 63) 現実には, 一つの学校で管理職は校長1名であり, これに準ずる教頭を含めても2名である. 助手も普通高校では1ないし2名であり, 他はすべて教諭である. 1957年4月の3段階給料表の導入によっても教育職員の95%は2等級に位置づけられたという(都高教新聞, no. 425, 1973. 7. 11). 行政職1表を適用される東京都の事務職員は6等級に分れており, このように極端な偏った分布をしていないことを見ても, 教員の給与に表われた職階制の弱さを知ることができる.
- 64) 品川氏の赴任した高等学校が, 府立中学校時代に《ナンバー・スクール》であったことも, 品川氏の受けた処遇をよりシヴィアなものにする要因の一つであったと言ってよい. 高等学校間にも序列があり, 普通高校で旧制中学のナンバー・スクールであったところは《格が高い》. それへの類推から, ナンバー・スクールへの転勤は栄転と見られ, またそのような学校ではここに述べたしきたりが固く守られる

傾向があるようだ。更に忘れてはならないことは、旧制中学校、高等女学校の教員は旧制大学及び高等師範学校卒業生が正統という意識が持たれており、世俗の評価の低い大学及び旧専門学校などの出身者が軽視される傾向があったことである。

- 65) 夏目漱石、坊っちゃん。東京、岩波書店、1966。(漱石全集 第2巻)。この小説には新任教師への生徒を含めた学校社会の扱い方と、このような教師に対する学校社会及び一般社会の評価が、かなり誇張されてはいるものの、活写されている。
- 66) 教職経験の少ない教師が他の高等学校から転任して来た場合にもこのルールを当てはめ、1年間は担任を持たせないこともある。
- 67) 女性の進出の著るしい教員の中で、高等学校の場合には、その全体に占める割合は、小・中学校に比べ低い。他の職場の場合と同様に女性が将来管理職へ進むものとは男性教師達は認識していない。彼女達もまた、厚い壁の中で、管理職への道をやみくもに進もうとする意識がない。男性の場合には、それが逆になる。なお、専任司書教諭には女性が比較的多いこともこの問題が全体の問題にならない一因となった。
- 68) 一般教員の下に位置づけられた養護教諭と司書教諭の間では序列争いが意識されることがある。ある学校では養護教諭が「私は人の命に関係があるのだから、」と自らの優位性を主張したという。一方、専任司書教諭は教諭の補職であることをもってその優位性を主張する。不毛な争いであることは論を待たない(「学校図書館法改正案をめぐる諸問題、」*図書館雑誌*, vol. 64, 1970. 9, p. 431.)。
- 69) 教育公務員特例法(昭和24年1月12日法律第1号)第20条2、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」
- 70) 杉浦一守。「専任司書教諭の夢とねがい 一歩んで来た道を中心として、」*学校図書館*, no. 104, 1959. 6, p. 52.
- 71) 井沢 純。「高等学校における司書教諭の問題、」*図書館雑誌*, vol. 62, 1968. 4, p. 131-3.
- 72) 杉浦, *op. cit.*, p. 52. 及び品川, *op. cit.*, p. 364.
- 73) その職名の多様さには目を見張るばかりである(学校図書館速報版, no. 235, 1961. 2. 15)。この状態は今日でも根本的には変わっていない。
- 74) 学校司書が各県でどのような形で任用されているかについては、同一時期での詳しい全国調査は行われていない。全国学校図書館協議会の毎年実施する学校図書館実態調査は便利なものであるが、要求資格などの詳しい実態はわからない。「学校図書館速報版」, 「図書館雑誌」に最近1, 2年間掲載されたものを見ると、司書又は司書補、あるいは司書補の資格を要求するものが目立つ。司書の資格のみというのはなかった。
- 75) 学校図書館は法的には学校教育に不可欠の施設、設備である(学校図書館法第1条及び学校教育法施行規則第1条)。そうして、その事業に「児童又は生徒に対し指導を行う」(学校図書館法第4条四)ことを含むから、これが教育を行う場であることは明白である。行政当局は法を遵守しなければならないから、東京都当局は誤謬を犯していることになる。理念的に学校図書館が教育施設であることなどについての論証には、別の論考が必要であるが。
- 76) 教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)別表第1。
- 77) 「座談会—学校図書館法(改正)の方向を批判する、」*op. cit.*, p. 453-5.
- 78) 「学校図書館法(改正)案、」*図書館雑誌*, vol. 66, 1972. 9, p. 456-7.
- 79) 「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案資料、」*図書館雑誌*, vol. 63, 1969. 9, p. 500-501. 1973年の案も内容は1969年の案と変わるところがない。
- 80) 日本図書館協会教育部会・図書館教育基準委員会。「図書館学教育改善試案、」*図書館雑誌*, vol. 66, 1972. 6, p. 282.
- 81) 広松邦子。「図書館科教諭の創設を一学校図書館スタッフの養成をめぐる、」*図書館雑誌*, vol. 65, 1971. 11. p. 568-9.
- 82) 柿沼, 「学校図書館をめぐる諸問題—改正案批判を中心に、」*op. cit.*, p. 81-6, 94.
- 83) 「座談会—学校図書館法(改正)の方向を批判する、」*op. cit.*, p. 455. ここで出席者の椎野正之氏は *reference librarian* を医者に喩えて、専門分野の *reference librarian* を専門医、*general reference librarian* を家庭医に擬えている。ここではその喩えを使って説明した。
- 84) Katz, William A. *Introduction to reference work: vol. 2 Reference services*. New York, McGraw-Hill, 1969. p. 18-9.
- 85) 東京大学では1972年度から図書館学が大学院の独立の専攻課程になったという(*図書館雑誌*, vol. 67, 1973. 1, p. 46)。1972年度に司書資格取得に必要な科目を開講していた国立大学は東京大学(34単位)、東京学芸大学(27単位)、新潟大学(28単位)、京都大学(31単位)、図書館短期大学(149単位)の4大学、1短期大学に過ぎない(学校図書館速報版, no. 665, 1973. 1. 25)。大学院課程の設置はおろか国立大学での学科設置がこのように遅れていることに最大の問題がある。